

意見書案第 4 号

義務教育費国庫負担制度拡充について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 5 年 6 月 30 日提出

提出者議員	豊岡義博
賛成者議員	石黒武美
〃	木村光宏
〃	武田貞行
〃	大和勝
〃	猪口満雅
〃	山田靖廣
〃	松本一郎

義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度である。この制度における国の負担率が2006年に2分の1から3分の1に変更された。

自民党の特命委員会が5月10日に取りまとめた政策提言「令和の教育人材確保実現プラン」では給特法の教職調整額を現行の4%から「少なくとも10%以上に増額」することを打ち出している。

これが提言どおり実施されれば、「教職調整額を含む教職員の給与費については、義務教育費国庫負担制度によって国が3分の1を負担しており、現状の教職調整額に係る予算額は約460億円であるため、これを踏まえると追加的な所要額は690億円と見込まれる」と試算されており、3分の2を負担する地方の追加的な所要額は1,700億円超となり地方財政を圧迫しかねない。

教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を拡充することが重要である。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を確保することが困難な状況となっている。また、5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類」に移行されたが、感染症対策は継続され続けられなければならない。

国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育が受けられることが憲法上の要請であり、豊かな学びを保障するための条件整備が重要である。

よって、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るため、次の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 教育の機会均等と水準の向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 5 年 6 月 日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣